

「市登録フリースクール」登録の手引き

1. 補助金制度の概要

(1)目的

本事業は、フリースクール等に通う児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減することにより、不登校児童生徒のそれぞれの状況に応じた居場所・学びの場の確保につなげることを目的としています。



(2)補助対象者

小中学校、義務教育学校に在籍する不登校児童生徒の保護者等(※)で、次の要件を全て満たしている必要があります。

- ・ 当該児童生徒が市内に住所を有すること（保護者等の住所は問いません）
- ・ 在籍校や市の相談機関に対し、必要に応じて当該児童生徒の情報を提供することができること
- ・ 当該児童生徒の様子や本補助金の申請情報等について、市、在籍校、利用しているフリースクール等が情報共有することに同意できること
- ・ 市税の滞納がないこと

※ 保護者等とは、親権者又は利用しているフリースクール等に利用料等を納入している人です。

(3)補助対象経費と上限額

◇ 補助対象経費

児童生徒が「市登録フリースクール」に月1回以上通所した際に、その保護者等が月ごとに支払った利用料、実習費、教材費等（税抜金額）

▶ 入学費、施設整備費、交通費等は除きます。

- ・ 障害児通所支援に係る費用及びこれに付随する費用は含みません。
- ・ 本補助金以外の補助を受けている、または受ける見込みがある費用は含みません。

◇ 補助上限額

児童生徒一人当たり、月額上限 **2万円**

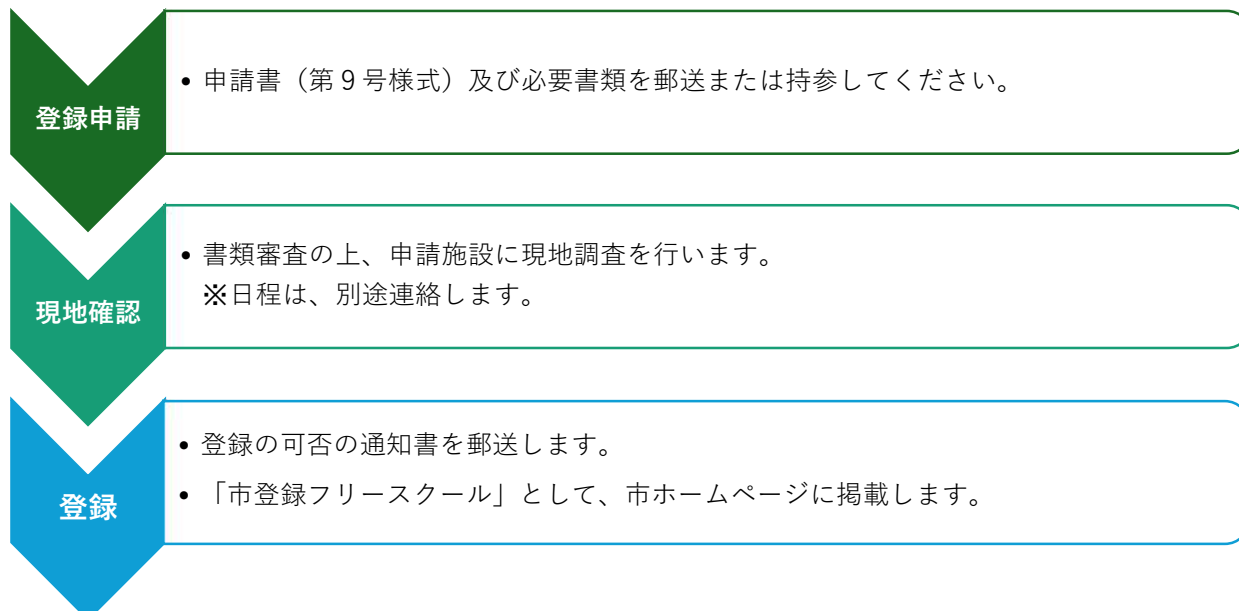
2.市登録フリースクールとは

不登校児童生徒の将来の社会的自立を目的として、生活習慣の改善指導、学習支援及び相談・指導等を行う**通所型の民営施設**で、次の要件を全て満たす施設を、申請に基づき「市登録フリースクール」として市が登録します。

登録の要件

- ☑ フリースクール等として1年以上の活動実績があること
- ☑ 原則として週1回以上開所し、主に学校の授業時間内に不登校児童生徒の受け入れができること
- ☑ 不登校児童生徒やその保護者等に対して、児童生徒の社会的自立に向けた相談支援を適切に行うことができる人員を配置していること
- ☑ 保護者等に対し、パンフレットやホームページ等を通じて、入学費や利用料等の経済的な負担について、適切に情報提供を行っていること
- ☑ 業務上、知り得た不登校児童生徒等の個人情報について適切に管理できる体制を整備していること
- ☑ 障害児通所支援事業を実施している施設にあっては、当該事業及び施設に係る情報に関し、これらを所管する機関と市が共有することについて同意できること
- ☑ 当該制度に係る協力事項（項目5参照）に適切に対応できること
- ☑ 市長が「市登録フリースクール」として不相当と認める事項がないこと
(例) ・施設関係者の親族のみを利用対象としている
・政治活動又は宗教活動を主たる目的として活動している
・施設の運営主体が暴力団または暴力団経営支配法人等である
・市税の滞納がある など

3.登録の流れ



4. 登録申請

「市登録フリースクール」として登録を希望する事業者は、「**フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金適用施設登録申請書（第9号様式）**」に次の書類を添えて、郵送または持参により申請してください。

- 施設概要、利用料等が分かるもの（パンフレットやホームページのコピー）
- 施設従事者名簿（氏名、役職、従事年数、資格、常勤・非常勤の別等）
- 学校との連携内容が分かる書類
（毎月、在籍校に通所状況や活動内容を報告する書式等。任意様式可。）
- 施設基本情報シート

▶ 申請から登録まで概ね1か月～1か月半を要します。相模原市民の利用者がいる場合は、早めの申請をお願いします。

▶ 各種様式は、市ホームページからダウンロードできます。

5. 登録後の協力事項

◇ 学校との連携

- ・市又は在籍校の要請により**不登校児童生徒に関する必要な情報を提供する**など、**連携を図ってください**。
- ・不登校児童生徒の**毎月の利用状況や活動内容**について、書類を作成し、**在籍校へ報告**してください。

◇ 補助対象経費報告書の作成

保護者等は、補助金の交付申請を行う際に「**フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金施設利用確認書兼補助対象経費報告書（第2号様式）**」を提出する必要があります。

補助金交付申請の時期が近づいたら、作成の上、保護者等へお渡しください。

《参考》 保護者等の手続きの流れ（令和8年度）



利用月	4月～9月（上半期）	10月～3月（下半期）
事前登録	4/15～ 今年度の通所開始月の翌月末まで(原則)	通所開始月の翌月末まで(原則) ※ 2/1以降に通所開始した人は3/15まで(原則) ※ 上半期に事前登録した人は不要
↓		
交付申請	10/1～10/31	3/1～3/31

※期日を過ぎると補助金の交付ができません。

受付期間が短いのでご注意ください

半期ごとに、通所した最終月の利用料等を領収後、速やかに「**フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金施設利用確認書兼補助対象経費報告書（第2号様式）**」を作成し、保護者等へお渡しください。

◇ 現地調査等

市から要請があった場合、市によるヒアリングや現地調査等にご協力ください。

◇ 登録変更届

登録事項の変更があった場合は、速やかに「フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金適用施設登録変更届（第12号様式）」を提出してください。

（変更の例）

- ・フリースクール等の名称が変わった場合
- ・フリースクール等の所在地が移転した場合
- ・フリースクール等の連絡先(電話番号・登録のメールアドレス)が変更した場合
- ・フリースクール等の施設代表者を変更した場合

- ▶ 変更の内容によっては、あらためて現地調査を行います。
- ▶ 登録は、原則次年度に引き継ぎます。また、年に1回、施設の状況を確認します

6.登録後に注意していただきたいこと

◇ 補助金のご案内について

本補助金は、申請者である保護者等が交付申請を行い、本市の審査を経て交付が決定されます。そのため、フリースクール等のパンフレットやホームページ等の媒体に**補助金が必ず交付されると誤認されるようなご案内はお控えください。**

× 控えていただきたいご案内の例

相模原市の補助金を申請すれば、実質〇〇円で利用できます。

○ 掲載可能なご案内の例

本フリースクールは、「相模原市フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金」の市登録フリースクールです。本事業の詳細は、相模原市ホームページをご確認いただくか、相模原市教育相談課にお問い合わせください。

◇ 利用料金の設定について

本補助金は、学びの場の確保を目的として、児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するものです。そのため、相模原市の児童生徒の利用料金に補助金相当分を上乗せするような料金設定はお控えください。

◇ 学校との連携における個人情報の取り扱いについて

本事業は、フリースクール等と学校や市が連携することで、児童生徒やその保護者等への支援につなげることを目的としています。しかしながら、全ての個人情報を共有できるものではありませんので、ご注意ください。

相模原市 教育相談課

【住所】〒252 - 0239 相模原市中央区中央3丁目13 - 13 青少年相談センター内

【電話】フリースクールの登録手続きに関するお問合せ 042-769-6144

保護者等の補助金交付申請手続きに関するお問合せ 042-769-8285

第2号様式（第8条関係）

相模原市フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金
施設利用確認書兼補助対象経費報告書（_____年度 上・下半期分）

1 施設を利用している児童生徒

住所	相模原市
(ふりがな)
氏名	

当該月の通所実績の有無のチェック

2 通所の実績・補助対象経費

当該月の利用料として保護者から領収した補助対象経費の額を記入

	通所の実績	領収した補助対象経費（税抜）
月分	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	円
月分	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	円
月分	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	円
月分	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	円
月分	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	円
月分	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	円

※ 通所の実績欄は、月に1日でも通所があった場合、「あり」にチェックを付けてください。
 ※ 補助対象経費は、利用料、実習費、教材費等であって、入学費、施設整備費、交通費の類ではないものです。
 また、次の費用は補助対象経費に含めないでください。
 ・障害児通所支援に係る費用及びこれに付随する費用
 ・消費税及び地方消費税

上記のとおり、通所実績及び領収した補助対象経費について報告します。

年 月 日

施設登録申請書に記載した施設代表者の
署名または記名・押印

施設名

施設代表者氏名

印

第9号様式（第17条関係）

相模原市フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金適用施設登録申請書

年 月 日

相模原市長 宛て

施設名 _____

施設代表者の
署名または記名・押印

施設代表者氏名 _____

次のとおり登録していただきたく、相模原市フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金交付要綱第17条第1項の規定により、申請します。

1 施設所在地	
2 電話番号	
3 メールアドレス	
4 添付書類	(1) 施設概要、利用料等が分かるもの (2) 施設従事者(スタッフ)名簿 (3) 学校との連携内容が分かる書類

内容を必ずご確認ください

なお、登録申請を行うに当たり、当施設が次の各号のいずれにも該当することを誓約します。

- (1) フリースクール等として1年以上の活動実績があること。
- (2) 原則として週に1回以上開所し、主に学校の課業時間内に不登校児童生徒の受入れができること。
- (3) 不登校児童生徒やその保護者等に対して、不登校児童生徒の社会的自立に向けた相談支援を適切に行うことができる人員を配置していること。
- (4) 保護者等に対し、パンフレットやホームページ等を通じて、入学費や利用料等の経済的な負担について、適切に情報提供を行っていること。
- (5) 業務上、知り得た不登校児童生徒等の個人情報について適切に管理できる体制を整備していること。
- (6) 市又は在籍校の要請により不登校児童生徒に関する必要な情報を提供するなど、市及び在籍校と連携を図ることができること。
- (7) 不登校児童生徒の毎月の通所状況や活動内容等を、在籍校に報告することができること。
- (8) 相模原市フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金施設利用確認書兼補助対象経費報告書(第2号様式)を、補助金を申請しようとする保護者等に対して交付することができること。
- (9) 市から要請があった場合、市による現地調査等に協力することができること。
- (10) 運営主体が相模原市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等ではないこと。
- (11) 市税の滞納がないこと。

また、次の事項に同意します。

- (1) 市税の納付状況を市職員が確認すること。
- (2) 障害児通所支援事業を実施している施設にあっては、当該事業及び施設に係る情報に関し、これらを所管する機関と市が共有すること。

※ 右上の施設代表者氏名を本人が自署する場合は、押印不要です。

※ 内容等の確認をさせていただく場合がありますので、本書類発行についての責任者(担当者)氏名を記載してください。

責任者(担当者)氏名 _____

「学校との連携内容が分かる書類（例）」

相模原小 学校長 殿

フリースクール等の利用状況報告書（令和8年7月分）

貴校の児童生徒が当施設を利用しておりますので、以下のとおり利用状況と活動内容について報告します。

児童生徒氏名	相模川 太郎								保護者氏名	相模川 花子										
学年	第 4 学年																			
利用状況	通室日が分かるように明記								備 考											
	8 日 8 日								○:通所 *:閉室 オ:オンライン											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
午前	○			*	*	○		オ			*	*			○			*	*	*
午後	○			*	*	○					*	*	○		○			*	*	*
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31									
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金									
午前		○			*	*	○		○											
午後		○			*	*	○		○											
児童生徒の状況	<p>週2回（月・水）の利用登録で、概ね安定して通所できています。5月から利用開始し、3か月となりましたが、徐々に友達とのコミュニケーションも増えてきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勉強は、午前中に自ら持参した算数のプリントを意欲的に取り組んでおり、職員が確認しております。 ・9日は、体調も優れないとのことでしたが、頑張ってオンラインで参加して、職員と会話し、自宅で学習していました。 ・14日は、朝起きれず午後から参加しています。 																			

※ 書式は、編集してご利用ください。

児童生徒がフリースクール等で過ごした様子や取組状況などを記入

フリースクール名

責任者(担当者)名

連絡先